株主各位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

株式会社デジタルガレージ 代表取締役 林 郁

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申 し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年9月24日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. **日** 時 平成26年9月25日(木曜日)午後1時
- 2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目 4 番 1 号 (恵比寿ガーデンプレイス内) ウェスティンホテル東京 (地下 2 階 ギャラクシールーム)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第19期(自平成25年7月1日至平成26年6月30日)事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第19期(自平成25年7月1日至平成26年6月30日)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する通常型ストック・オプション (新株予約権) の報酬額及び

内容決定の件

第5号議案 従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

第6号議案 当社株券等の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関する件

以上

- 1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.garage.co.jp/ja/ir/)に掲載させていただきます。
- 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

自平成25年7月1日 至平成26年6月30日

- 1. 企業集団の現況に関する事項
 - (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、円高の是正や政府による財政政策に支えられながら企業収益の改善が進み、2020年夏季オリンピック・パラリンピック大会の東京招致決定による経済効果への期待感が醸成されるなか、緩やかな回復基調で推移致しました。一方で、当社を取り巻くインターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、平成26年3月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,585万とインターネットを利用する機会が広く普及しており、スマートフォンやタブレット端末の利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約3,432万となるなど継続的な拡大基調にあります。

このような事業環境のもと、当社グループは「Lean Global」(Lean:無駄のない、Global:地球規模)という企業コンセプトのもと、マーケティングソリューションとEコマース決済プラットフォームの提供をベースに、投資を伴うビジネスインキュベーションを行っております。当連結会計年度は平成25年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画の2年目として、東京・サンフランシスコ・香港の3拠点体制を確立し、シリコンバレー発の最先端ビジネスを日本において最適化し、経済成長が著しいアジア市場へとつなぐ「インキュベーションストリーム」の構築に取り組みました。

平成25年11月には、米国サンフランシスコにスタートアップ企業の育成を目的としたインキュベーションセンター(通称:DG717)をオープン致しました。また、当社グループのアジアにおける戦略子会社として香港に設立したecontext Asia Limitedが、平成25年12月に香港証券取引所メインボード市場に上場致しました。DG717の竣工及びecontext Asia Limitedの香港証券取引所上場により、グループ全体を統括する東京のヘッドクォーターを加えた三極体制が整い、シリコンバレー発の優良案件をアジア市場へとつなぐ「インキュベーションストリーム」によるグローバルな事業展開を加速させて参ります。

「マーケティング事業]

マーケティング事業におきましては、ウェブとリアルを融合した総合プロモーション及びインターネット広告等のウェブマーケティングを行っております。広告・プロモーションを手掛ける当社ディージー・アンド・アイベックスカンパニーは、金融等の業界に特化したアフィリエイトマーケティング等の広告ROIを重視したパフォーマンスアドが好調なウェブマーケティング領域が牽引して、高い成長を実現致しました。また、電通グループ等と合弁で設立した㈱BI. Garageでは、当社グループやパートナー企業が保有するビッグデータを活用し、クライアント企業のマーケティング活動における顧客コミュニケーションの最適化を図るデータマネジメント事業に取り組み、企業のマーケティング活動に最適なソリューションを提供する広告商品「BIG MINING」(ビッグマイニング)の販売を開始致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は14,822百万円(対前期比3,778百万円増、同34.2%増)、営業利益は854百万円(対前期比381百万円増、同80.7%増)となりました。

「ペイメント事業]

ペイメント事業におきましては、Eコマース(EC)における決済ソリューションの提供を行っております。日本国内で決済事業を展開するベリトランス㈱及び㈱イーコンテクストにおいては、国内EC市場の拡大を受けて、決済の取扱件数、取扱高が堅調に伸長し、引き続き事業規模の拡大が続いております。前連結会計年度においては、ベリトランス㈱及び一部連結子会社の決算日を3月31日から連結決算日である6月30日に変更したことに伴い、15ヶ月間の実績を連結しており、その影響を除いた実質的な前年同期比においては増収増益となりました。今後の事業拡大に向けた取り組みとしましては、中小規模のEC事業者向けの簡易な決済サービス「VeriTrans Air Direct(ベリトランス エアー ダイレクト)」や、スマートフォンと専用カードリーダーを利用した店舗向けのクレジットカード決済サービス「VeriTrans mPOS(ベリトランス エムポス)」の提供を開始致しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は13,454百万円(対前期比958百万円減、同6.6%減)、営業利益は1,201百万円(対前期比101百万円減、同7.8%減)となりました。

[インキュベーション事業]

インキュベーション事業におきましては、国内外のベンチャー企業への投資及びマーケティングや決済といった当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。また、米国サンフランシスコに本社を置くNeo Innovation, Inc.がソフトウエア開発支援やデザインコンサルティングを手掛けております。ベンチャー企業への投資を行う㈱DGインキュベーションでは、新規株式公開(IPO)市場の環境好転を受け、国内外のベンチャー企業への投資・育成ビジネスによる利益が対前年同期比で大幅に増加致しました。また、インキュベーションセンターDG717のオープンによりサンフランシスコに拠点を確立したことに加えて、スタートアップ企業への投資と育成を組み合わせたビジネスモデルで注目を集めるBetaworks Studio, LLC(本社:米国ニューヨーク州ニューヨーク市)との資本業務提携を行ったことにより、米国東海岸とのネットワークも強化し、インキュベーション事業の更なるグローバル展開を加速させて参ります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は5,475百万円(対前期比2,966百万円増、同118.2%増)、営業利益は1,645百万円(対前期比1,355百万円増、同467.6%増)となりました。

以上の結果、インキュベーション事業において、新規株式公開(IPO)市場の環境好転を受け、国内外のベンチャー企業への投資・育成ビジネスによる利益が計画を大幅に上回り、また、マーケティング事業においては、アフィリエイトマーケティング等の広告ROIを重視したパフォーマンスアドが好調なウェブマーケティング領域の利益が順調に拡大したことから、当社グループの連結売上高は33,751百万円(対前期比5,786百万円増、同20.7%増)となり、営業利益は2,608百万円(対前期比1,285百万円増、同97.2%増)となりました。また、持分法による投資利益1,741百万円の計上等により、経常利益は4,442百万円(対前期比1,363百万円増、同44.3%増)となり、さらに、当社の連結子会社であるecontext Asia Limitedが香港証券取引所に上場したことに伴い、特別利益として持分変動利益374百万円が発生したこと等により、当期純利益は2,847百万円(対前期比131百万円増、同4.8%増)となりました。

② 事業セグメント別売上高

(単位:百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	第1 自平成24年 至平成25年	F7月1日	第1 自平成25 ⁴ 至平成26 ⁴	F7月1日	7 月 1 日		
	売上高	構成比	売上高	構成比	(△/よ/収)	は減) (△は減)	
マーケティング事業	11, 043	39.5%	14, 822	43.9%	3, 778	34. 2%	
ペイメント事業	14, 412	51.5%	13, 454	39.9%	△958	△6.6%	
インキュベーション事業	2, 509	9.0%	5, 475	16. 2%	2, 966	118. 2%	
合 計	27, 964	100.0%	33, 751	100.0%	5, 786	20.7%	

※ 第18期のペイメント事業におきましては、ベリトランス㈱及び一部の連結子会社は、決算日を3月31日から連結決算日である6月30日に変更したことに伴い、15ヶ月間の売上高となっております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は1,253百万円を行っており、主なものは、ペイメント事業における業務用システム等の無形固定資産452百万円、インキュベーション事業におけるインキュベーションセンターの改修等による有形固定資産230百万円、施設改修等による投資不動産249百万円となっております。

④ 資金調達の状況

当社の連結子会社econtext Asia Limitedは、平成25年12月に株式上場及び平成26年1月にオーバーアロットメントに係る第三者割当増資により、総額6,361百万円の資金調達を行いました。

- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特記すべき事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
 - i. 当社の連結子会社EdgeCase, LLCは、平成25年7月1日をもって、同連結子会社Neo Innovation, Inc. に吸収合併されました。
 - ii. 当社の連結子会社㈱コトハコは、平成25年9月1日をもって、同連結子会社ナビプラス㈱に吸収合併されました。

- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 - i. 当社は、平成25年8月に新たに㈱電通サイエンスジャムを設立したことに伴い、同社の株式33.3%を取得致しました。
 - ii. 当社の連結子会社Neo Innovation, Inc.は、平成25年9月に新たにNew Context Services, Inc.を設立したことに伴い、同社のすべての株式を取得致しました。
 - iii. 当社の連結子会社econtext Asia Limitedは、平成25年9月にVeriTrans Shanghai Co., Ltd. の株式50.0%を取得致しました。
 - iv. 当社は、平成25年10月に新たに㈱シーアイワークスを設立したことに伴い、同社の株式80.0%を取得致しました。
 - v. 当社の連結子会社ベリトランス㈱は、平成26年3月に新たにecontext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合を設立したことに伴い、49.5%を出資致しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区				分	第16期 (平成23年6月期)	第17期 (平成24年6月期)	第18期 (平成25年6月期)	第19期 (当連結会計年度) (平成26年 6 月期)
売		上		高	11,067百万円	14,903百万円	27,964百万円	33,751百万円
経	常		利	益	972百万円	2,708百万円	3,078百万円	4,442百万円
当	期	純	利	益	901百万円	2,106百万円	2,715百万円	2,847百万円
1 柞	朱当たり	り当	期純和	利益	24円40銭	48円80銭	60円21銭	60円66銭
純		資		産	9,895百万円	20,476百万円	27, 258百万円	36, 489百万円
総		資		産	20,421百万円	49,338百万円	56,010百万円	71,009百万円

- ※1 公募増資及びオーバーアロットメントに係る第三者割当増資を実施したため、第17期より純資産及び総資産が増加しております。
- ※2 ベリトランス㈱株式の取得により同社を連結の範囲に含めたため、第18期より売上高が増加しております。なお、 第17期におきましては、同社の平成24年3月現在の貸借対照表のみ連結しており、総資産が増加しております。
- ※3 ㈱電通を割当先とする第三者割当増資を実施したため、第18期より純資産及び総資産が増加しております。
- ※4 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いましたが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 親会社はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

区分	名称	資 本 金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
	㈱ B I . G a r a g e	350百万円	74. 00	オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア 関連の広告商品、Web広告技術の開発と販売
	㈱DGインキュベーション	100百万円	100.00	ベンチャー企業等への投資・育成等インキュベーション事業
	㈱Open Network Lab	15百万円	70. 00 (70. 00)	有望なスタートアップ企業等への投資・育 成事業
	ベリトランス㈱	1,068百万円	99. 80 (99. 80)	クレジットカード決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	e C U R E (株)	75百万円	100. 00 (100. 00)	サーバー証明書及びセキュリティサービス の提供
	i Research Japan (株)	30百万円	66. 67 (66. 67)	インターネットを活用した中国市場の調査 等
	ナ ビ プ ラ ス ㈱	145百万円	95. 02 (95. 02)	レコメンドエンジンを主力としたサイト支 援ツールの販売等
子会社	ジェイジェストリート㈱	100百万円	50. 00 (50. 00)	訪日中国人観光客向けサイト「杰街同歩(ジェイジェストリート)」の運営等
丁云江	㈱イーコンテクスト	100百万円	100. 00 (100. 00)	コンビニ決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連 のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	㈱シーアイワークス	25百万円	80.00	医療に関連するナレッジの提供、共有、創 出を行うサイト「CIWorks」の運営
	Digital Garage US, Inc.	19百万米ドル	100.00	米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社
	Digital Garage Development LLC	7百万米ドル	100. 00 (100. 00)	投資不動産の所有・賃貸等
	Neo Innovation, Inc.	9百万米ドル	100. 00 (100. 00)	アジャイルソフトウエア開発手法のコンサ ルティング事業等
	Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.	100シンガポールドル	100. 00 (100. 00)	アジアを拠点としたアジャイル開発手法を 用いたソフトウエア開発等
	New Context Services, Inc.	250千米ドル	100. 00 (100. 00)	データセキュリティ関連ソリューションの 提供
	econtext Asia Limited	5百万香港ドル	58. 50	ECプラットフォーム全般のグローバル展開 に向けたペイメント事業の持ち株会社

区	:分	名 称		資 本 金	議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容							
		(株)	カ	カ	ク	コ	ム	915百万円	20. 83	価格比較サイト「価格.com」やランキングと チコミのグルメサイト「食ベログ」の運営等			
		(株)	F	0	0	Z	A	100百万円	34. 00	食品のオンライン販売			
関会	連 社	㈱電通サイエンスジャム			90百万円	33. 33	最先端科学を活用・応用した製品・サービ スの企画・開発等						
		VeriTrans Shanghai Co.,Ltd.				Co., I	Ltd.	200千中国人民元	50. 00 (50. 00)	中国に進出する日系・外資系企業向けにオ ンライン決済を提供			
		econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合				美有限責任	£組合	1,010百万円	49. 50 (49. 50)	アジアのEC市場への資金支援			

- ※1 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
- ※2 ㈱BI. Garageは、㈱CGMマーケティングから名称変更しております。
- ※3 econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権比率」欄は、出資比率を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻くビジネス環境はかつてないほど大きく変化しております。急激な環境変化に適応していくために、「Lean (無駄のない)な変革をGlobal (地球規模)で興していく」という想いを込めた「Lean Global」という企業コンセプトのもと、平成25年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定致しました。中期3ヵ年計画において、以下の3点を重要な経営課題と位置付け、注力して取り組んでおりますが、この計画を推進するための戦略とこれまでに取り組んできた施策は以下のとおりであります。

① 日本/米国/アジアを結ぶグローバルインキュベーションストリームの構築

スマートフォン等の高性能モバイル端末の普及により、アジアを含む新興国でインターネット人口が急拡大し、これに伴ってインターネットビジネスが急速にグローバル化しております。当社はグループ本社機能がある東京、ソフトウエア開発を主軸とした技術開発ヘッドクォーターがあるサンフランシスコ、アジア地域における決済事業の拠点がある香港の3拠点体制を確立し、シリコンバレー発の最先端ビジネスを日本において最適化し、経済成長が著しいアジア市場へとつなぐ「インキュベーションストリーム」の構築を推進して参ります。

平成25年11月には、サンフランシスコにスタートアップ企業の育成を目的としたインキュベーションセンター (通称:DG717)をオープン致しました。DG717では、日本での活動を通じて培ったノウハウを活用し、よりグローバルな視点で米国はもとよりアジアを含む世界のさまざまな国や地域からきた起業家を育成し、共にビジネスを拡大していくことを通じて、グローバルなインキュベーション事業の柱にする計画であります。また、平成25年12月には、当社グループのアジアにおける戦略子会社として香港に設立したecontext Asia Limitedが香港証券取引所メインボード市場に上場致しました。同社の香港証券取引所上場を契機に、アジア地域での知名度向上及び調達資金の活用による事業拡大を加速させ、グローバルな成長を実現させて参ります。

② グループリソース活用によるデータマネジメント事業の確立

小売業をはじめとして、多くのサービスがインターネットサービスに置き換えられたことによって蓄積された大量の行動データ(ビッグデータ)を有効活用できるか否かが、インターネットビジネスの勝敗を分ける一つの決め手となりつつあります。当社グループには、インターネットメディアの運営やEコマース決済サービスの提供を通じて、大量のマーケティングデータが蓄積されておりますが、これらのデータを活用しながら、最先端のマーケティング・テクノロジーを融合したデータマネジメント事業を立ち上げ、マーケティング事業における、総合プロモーション及びウェブマーケティングに続く収益の柱へと育成して参ります。

電通グループ等と合弁で設立した㈱BI. Garageでは、当社グループやパートナー企業が保有する各種データを多角的に分析することを通じて、クライアント企業のマーケティング活動における顧客コミュニケーションの最適化を図るデータマネジメント事業に取り組んでおります。平成26年4月には、当社グループが保有するビッグデータを活用した広告商品「BIG MINING」(ビッグマイニング)の販売を開始致しました。「BIG MINING」は、当社グループが運営するサイト利用者の消費行動を分析し、効果的な広告配信を行うことで、マーケティング効果の最大化を目的とする広告商品でありますが、こうした商品をクライアント企業に提供していくことで、今後の事業拡大に努めて参ります。

③ 決済プラットフォームのアジア展開

当社グループは、ベリトランス㈱を連結子会社化したことにより、日本最大級のオンライン 決済プラットフォームの構築を実現致しました。今後は、これまでに国内市場で培ってきた決 済事業のノウハウと最先端のテクノロジーを結集し、アジア各国の文化・商習慣に合わせて最 適化した決済プラットフォームをアジア地域に展開して参ります。

econtext Asia Limitedはこれまでに、インドネシア・中国・インドにおいて、現地企業との合弁により決済プラットフォームの提供を手がける企業を設立するなど、Eコマース市場の拡大を支える現地の事業者向けに、それぞれの国の固有の商習慣に配慮した決済サービスの提供を開始致しました。これらの国々では、今後、Eコマース市場の成長が加速すると予測されており、当社グループは決済プラットフォームの提供を通じアジア各国のEコマース市場の発展に貢献して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し 上げます。

(5) 主要な事業内容(平成26年6月30日現在)

当社グループは、「マーケティング事業」、「ペイメント事業」及び「インキュベーション事業」を行っております。セグメントの内容は以下のとおりになります。

	セグメント	内容
マ	ー ケ テ ィ ン グ 事 業	プロモーションを中心とした企画構築から制作・製造管理・運営代行業 務等の企業のマーケティング支援サービス、グループメディアの指定代 理店ビジネス、オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア関 連の広告商品開発・マーケティング、レコメンドエンジンを主力とした サイト支援ツールの販売等の事業
~	イ メ ン ト 事 業	インターネット及びEコマース等のシステム設計・開発・運用、ソフトウエアの販売、Eコマース等の決済業務
1	ンキュベーション事業	ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略支援型ベンチャー・インキュベーション事業、アジャイル開発手法に基づくソフトウエアの開発支援等

(6) 主要な事業所(平成26年6月30日現在)

当社本社 東京都渋谷区

Digital Garage US, Inc. アメリカ合衆国

Neo Innovation, Inc. アメリカ合衆国

Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd. シンガポール共和国

econtext Asia Limited 中華人民共和国香港特別行政区

(7) 使用人の状況(平成26年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区		分		使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
マー	ケティ	ング事	業				198名	18名増
~ 1	' メ ン	ト事	業				107名	5名減
イン	キュベー	ション事	業				110名	5名増
全			社				72名	6名増
合		計					487名	24名増

[※] 上記使用人数には臨時使用人9名(嘱託、パートタイマー)を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 163名		7名増	36. 2歳	4年 6ヶ月
女 75名		5名増	34.1歳	4年 2ヶ月
合計又は平均	238名	12名増	35.6歳	4年 4ヶ月

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年6月30日現在)

	借				入				先		借	ス		残	高
(株)	Ξ	:	井		住		友		銀	行			7	7, 501	百万円
(株)		み		ず		ほ		釗	Ę	行			2	2, 330	百万円
(株)	三	菱	身	Ę	京	U	F	J	銀	行			1	1,300	百万円
(株)		ŋ		そ		な		釗	Ę	行				600	百万円
Ξ	井	住	Ž	友	信	託		銀	行	(株)				400	百万円
才	IJ)	ツ	ク		ス	釗	艮	行	(株)				200	百万円
(株)		横			浜			銀		行				100	百万円
三	菱	U	F	J	信	i	É	銀	行	(株)				100	百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項(平成26年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 47,230,800株(自己株式256,800株を含む)

(3) 株主数 13,066名

(4) 大株主(上位10名)

株	主	名	持株数 (株)	持株比率(%)
林 郁			6, 760, 100	14. 39
㈱電通			3, 300, 000	7. 03
日本トラスティ・サ	ーービス信託銀行㈱	(信託口)	1, 812, 700	3. 86
日本マスタートラス	ト信託銀行㈱ (信	託口)	1, 574, 500	3. 35
THE BANK ON SA/NV- CCT JP RD	BNY GCM	ORK MELL CLIENT A	1, 521, 400	3. 24
TIS㈱			1, 483, 800	3. 16
ザ バンク オブ	ニューヨーク 1	3 3 5 2 4	1, 427, 000	3. 04
MSIP CLIE	NT SECUR	ITIES	1, 026, 100	2. 18
シー エム ビー ャル ファンド	エル, エス エ	ー リ. ミューチ	855,000	1.82
ステート ストリー ンパニー 5050		ド トラスト カ	704, 300	1.50

※ 持株比率は自己株式 (256,800株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日を効力発生日として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用するとともに、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、当社株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行うことを平成25年8月30日開催の取締役会にて決議し、実施しております。

- 3. 当社の新株予約権等に関する事項
 - (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況(平成26年6月30日現在)

旧商法に基づく新株予約権

11-11-2	自同区(2条) 7 (初7)(1) (1)							
発行	「決議日	平成16年9月28日	平成17年9月22日					
新棋	デート により できます できます できます できます できます できます できます できます	187個	144個					
	予約権の目的となる の種類と数	普通株式 74,800株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 57,600株 (新株予約権1個につき400株)					
新棋	(予約権の払込金額	払込は要しない	同左					
	子約権の行使に際し 資される財産の価額	新株予約権1個当たり 370,000円 (1株当たり925円)	1 個当たり 新株予約権1 個当たり 900円 594,400円					
新棋	デートラング できます できます できます できます できます できます こうしん こうしん いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	平成18年10月1日から 平成26年9月30日まで	平成19年10月1日から 平成27年9月22日まで					
行使	 の主な条件	※ 1	※ 1					
役員	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:29個 目的となる株式数:11,600株 保有者数:2人	新株予約権の数:26個 目的となる株式数:10,400株 保有者数:2人					
の保有	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人					
状況	監 査 役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人					

- ※1 権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。 上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社及び当社の関係会社 の取締役、監査役、顧問又は従業員との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるとこ ろによる。
- ※2 平成25年10月1日付をもって、普通株式1株につき200株の割合で株式分割したことにより、新株予約権の 目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額は調整されております。

会社法に基づく新株予約権

- , , _	The state of the s							
発行	「決議日	平成24年5月31日	平成25年5月31日					
新树	デート により できます できます できます できます できます できます できます できます	155個	115個					
	予約権の目的となる の種類と数	普通株式 31,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 23,000株 (新株予約権1個につき200株)					
新棋	ミ予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 158,000円 (1株当たり790円)	新株予約権1個当たり 301,800円 (1株当たり1,509円)					
	子約権の行使に際し 資される財産の価額	新株予約権1個当たり200円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり200円 (1株当たり1円)					
新棋	デートラング できます できます できます こうりょう こうしょ こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	平成24年6月30日から 平成49年6月29日まで	平成25年6月29日から 平成50年6月28日まで					
行使	更の主な条件	※ 1	※ 1					
役員	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:140個 目的となる株式数:28,000株 保有者数:5人	新株予約権の数:115個 目的となる株式数:23,000株 保有者数:5人					
の 保 社外取締役 有		新株予約権の数: 一個 目的となる株式数: 一株 保有者数: 一人	新株予約権の数:—個 目的となる株式数:—株 保有者数:—人					
状況	監 査 役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人	新株予約権の数:—個 目的となる株式数:—株 保有者数:—人					

- ※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。募集事項に定める他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ※2 平成25年10月1日付をもって、普通株式1株につき200株の割合で株式分割したことにより、新株予約権の 目的となる株式の数及び新株予約権の払込金額は調整されております。

会社法に基づく新株予約権

Δ \Box	·仏に坐 ノ \ 初 小]	かず1円			
発行	「決議 日	平成26年6月12日			
新棋	(予約権の総数	36,000個			
	予約権の目的となる の種類と数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1株)			
新棋	ミ予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,530円 (1株当たり1,530円)			
	子約権の行使に際し 資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円 (1株当たり1円)			
新棋	ミラ お権の行使期間	平成26年6月28日から 平成76年6月27日まで			
行使	 の主な条件	※ 1			
役員	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数:36,000個 目的となる株式数:36,000株 保有者数:6人			
の保有	社外取締役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人			
状況	監 査 役	新株予約権の数:一個 目的となる株式数:一株 保有者数:一人			

- ※1 本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。募集事項に定める他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(平成26年6月30日現在)

	地		位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	林			郁	当社CEO兼グループCEO ㈱DGインキュベーション代表取締役会長 ㈱BI. Garage代表取締役社長 ベリトランス㈱取締役会長 ㈱イーコンテクスト取締役会長 Neo Innovation, Inc. Director econtext Asia Limited Director Chairman ㈱カカクコム取締役会長 ᅨケィ・ガレージ代表取締役
取		締		役	六	彌 太	恭	行	当社副社長 インキュベーション・セグメント 管掌 ㈱DGインキュベーション代表取締役社長 侑デュード代表取締役
取		締		役	岩	井	直	彦	当社マーケティング・セグメント 管掌 ディージー・ア ンド・アイベックスカンパニー カンパニープレジデント
取		締		役	曽	田		誠	当社コーポレートストラテジー本部 管掌
取		締		役	踊		契	Ξ	当社ペイメント・セグメント 管掌 ㈱イーコンテクスト代表取締役社長
取		締		役	田	中	将	志	当社コーポレートストラテジー本部長兼総務人事部長兼ディージー・アンド・アイベックスカンパニー EVP
取		締		役	岡	田	ジョ	ーイ	当社海外事業担当兼グループCEO本部グローバル事業推 進室長 Digital Garage US, Inc. Director President
取		締		役	伊	藤	穰	_	Neo Innovation, Inc. Director Massachusetts Institute of Technology(MIT) Media Lab Director ㈱ネオテニー代表取締役社長
取		締		役	藤	原	謙	次	㈱カカクコム取締役
取		締		役	岡	本		晋	TIS㈱相談役
常	勤	監	查	役	牛	久		等	(㈱BI. Garage監査役 ㈱DGインキュベーション監査役
監		查		役	坂	井		眞	弁護士 シリウス総合法律事務所パートナー 〇akキャピタル㈱監査役
監		查		役	井	上	準	=	ビーウィズ㈱顧問 一般財団法人リモート・センシング技術センター常務理事
監		查		役	牧	野	宏	司	公認会計士・税理士 牧野宏司公認会計士事務所代表 ㈱BE1総合会計事務所代表取締役 ㈱いなげや監査役

- ※1 取締役藤原謙次氏及び岡本晋氏は、社外取締役であります。
- ※2 監査役坂井眞氏、井上準二氏及び牧野宏司氏は、社外監査役であります。
- ※3 監査役牧野宏司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する ものであります。

- ※4 当社は、監査役坂井眞氏、井上準二氏及び牧野宏司氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。
- ※5 当事業年度中における役員の異動
 - ・平成25年8月13日付で、安田幹広氏は取締役を辞任致しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支 給 人 員	支 給 額	摘要
取	締	役	10名	193百万円	%1 %2 %3 %5 %6
監	查	役	4名	23百万円	% 1 % 4 % 5
合		計	14名	217百万円	

- ※1 株主総会決議による報酬等限度額(会社法第361条第1項第1号、同第387条第1項の報酬)は、取締役は年額500百万円以内(うち社外取締役は50百万円以内)、監査役は年額100百万円以内(うち社外監査役20百万円以内)であります。
- ※2 上記報酬等の支給額には、ストック・オプションとして取締役 6名に付与した新株予約権55百万円(報酬等としての額)を含んでおります。
- ※3 上記のうち社外取締役1名に支払った報酬等の総額は9百万円であります。
- ※4 上記のうち社外監査役3名に支払った報酬等の総額は5百万円であります。
- ※5 当事業年度末現在の取締役は10名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。 上記の取締役の支給人員数には、平成25年8月13日付で辞任した取締役1名が含まれており、また、無報酬の取締役1名(社外取締役)が存在しております。
- ※6 上記支給額の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役8名及び当社子会社の顧問を兼務している取締役1名に対し、各子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額111百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤原謙次氏は、㈱カカクコムの取締役を兼任しております。なお、同社は当社の持分法適用関連会社であり、当社と同社との間には営業取引関係があります。

取締役岡本晋氏は、TIS㈱の相談役を兼任しております。なお、当社と同社の間には営業取引関係があります。また、TIS㈱は当社の大株主であります。

監査役坂井眞氏は、シリウス総合法律事務所のパートナー及びOakキャピタル㈱の監査役を兼任しております。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

監査役井上準二氏は、ビーウィズ㈱の顧問及び一般社団法人リモート・センシング技術センター常務理事を兼任しております。なお、当社と同社及び同法人との間には特別の関係はありません。

監査役牧野宏司氏は、牧野宏司公認会計士事務所の代表、㈱BE1総合会計事務所の代表取締役及び㈱いなげやの監査役を兼任しております。なお、当社と各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			活動状況
取締役 藤 原	兼	次	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
取締役 岡 本	K	晋	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識から発言を行っております。
監査役 坂 爿	‡	眞	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち16回に出 席致しました。必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 井 上	上準	二	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、監査役会16回のうち14回に出席致しました。必要に応じ、経営者としての豊富な経験及び海外ビジネスの幅広い見識から発言を行っております。
監査役 牧 野	矛 宏	司	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち16回に出 席致しました。必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年9月26日開催の当社第11回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び 社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締 役及び社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

ii. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- 5. 会計監査人に関する事項
 - (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
 - (2) 報酬等の額
 - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

43百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

※ 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査 報酬等の額を区分をしておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載して おります。

(3) 子会社の会計監査人

当社の連結子会社であるecontext Asia Limitedは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngの監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定 を行います。

- 6. 業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、具体的な「行動指針」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持ち株会社として、その徹底を図るために、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門及びグループ各社横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門及びグループ各社と連携し役職員の教育・啓発を行います。

当社取締役会は、各セグメント別に各事業部門及び事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各セグメント別に各事業部門及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、 当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、従業 員が直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとしま す。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という)に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、取締役、監査役等が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ役職員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布等を行い、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、グループの役職員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役は、その目標の達成のために各事業部門の責任者及びセグメント各社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門及びグループ各社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役を通じて各事業部門の責任者及びセグメント各社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、各事業部門及びグループ各社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを統括す る取締役を任命しております。セグメント担当の取締役は、取締役会あるいは経営会議において 業務の効率化、各事業部門及び各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、 これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的 に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、グループ各社の経営については、 その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受けるものとします。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役は、コーポレートストラテジー本部の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとします。なお、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制 取締役又は従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、できるだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定致します。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と取締役は、定期的な意見交換会を設定するものとします。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制 当社は、当社及び当社企業グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの 構築及び運用を整備、推進致します。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきと考えております。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合においては、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様及び当社取締役会が適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の提供を大量買付者に対して求めること、また、現に経営を担っている当社取締役会から株主の皆様へ、大量買付行為の内容についての評価・意見、さらに、当社取締役会としての代替案が提供される機会を保証することは極めて重要なことと認識しております。大量買付行為の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断されるものもあり得ることから、不適切な大量買付行為により当社の企業価値が毀損され、株主の皆様に予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付行為に関する一定のルールを定めておくことが必要であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテクスト(文脈)」の提供で社会貢献することをミッション(使命)としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテクストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテクストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

② 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテクスト (=文脈)を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一歩先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース(現実空間)とサイバースペース(仮想空間)の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取組みとして、平成25年 6月期を初年度とする中期 3 ヵ年計画を策定し、実施しております。中期経営計画の具体的な内容につきましては、7ページ「1. 企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

③ 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する ための取組み

当社は、不適切な支配の防止のため、平成23年9月27日開催の第16回定時株主総会で当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下、「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針では、当社株券等の大量買付者は、(i)事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、という大量買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」といいます。)を提示しております。

したがって、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決議致します。なお、対抗措置発動の決議に際して、特別委員会に対する諮問に加え、当社取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとします。また、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、当該対抗措置の仕組み上、株主(大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。)が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト(http://www.garage.co.jp/ja/ir/)に掲載しております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針の継続に関しては、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、平成26年に開催予定の当社第19回定時株主総会までとすることにより、本対応方針を再度検討する機会を設けております。このように、本対応方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。

対抗措置の発動に関しても、あらかじめ合理的かつ客観的な発動要件が設定されており、当社 取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みを確保しております。また、当社取締 役会は、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非を決議するに当たり、当社取締役会から独立 した組織である特別委員会の勧告等を最大限尊重することとしており、さらに、当社取締役会が 株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ね られ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組 みが確保されているものといえます。

さらに本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は廃止されるものとされており、大量買付者が当社の株主総会で自己の指名する取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって、本対応方針を廃止することが可能であります。従って、本対応方針はいわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、当社の取締役の過半数は同一任期であり、また、取締役の解任決議要件につきましても特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていないため、取締役の選任のみならず、その解任も普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交替させることができ、その後速やかに、交替後の当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はいわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

従って、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっておりますので、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものであり、当社の基本方針に沿うものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また当社株主の共同の利益を損なうものではないものと、当社取締役会は判断致しております。

連結貸借対照表

(平成26年6月30日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	45, 455, 259	流 動 負 債	25, 461, 162
現金及び預金	24, 294, 997	支払手形及び買掛金	1, 629, 586
金 銭 の 信 託	889, 164	短期借入金	3, 300, 000
受取手形及び売掛金	3, 658, 527	1年内返済予定の長期借入金	390, 686
営業投資有価証券	8, 063, 977		
投資損失引当金	△488, 652	未 払 法 人 税 等	1, 241, 682
商品	1,080	賞 与 引 当 金	147, 757
在 掛 品	18, 591	預 り 金	16, 434, 414
原材料及び貯蔵品	1, 446	繰 延 税 金 負 債	1, 264, 626
繰 延 税 金 資 産 未 収 入 金	56, 295 8, 596, 697	そ の 他	1, 052, 408
その他	377, 970	固 定 負 債	9, 058, 799
貸倒引当金	△14, 836	長期借入金	8, 841, 160
固 定 資 産	25, 554, 459	繰 延 税 金 負 債	43, 066
有 形 固 定 資 産	2, 158, 533	退職給付に係る負債	89, 152
建物及び構築物	913, 900	•	
機械装置及び運搬具	11, 062	そ の 他	85, 420
工具、器具及び備品	531, 100	負 債 合 計	34, 519, 961
土 地	682, 165	純 資 産 の	部
リ ー ス 資 産	20, 304	株 主 資 本	27, 762, 568
無形固定資産	8, 587, 910	資 本 金	7, 399, 002
ソフトウェア	1, 210, 198	資本剰余金	10, 817, 448
o h h	7, 354, 590	利益剰余金	9, 615, 957
そ の 他 の 資 産	23, 121 14, 808, 016	自己株式	△69, 840
投資 行 価 証 券	10, 644, 406	その他の包括利益累計額	2, 679, 609
長期貸付金	15, 130	•	
操延税金資産	60, 260	その他有価証券評価差額金	2, 193, 931
投資不動産	3, 619, 102	為替換算調整勘定	485, 678
そ の 他	537, 599	新 株 予 約 権	141, 121
貸倒引当金	△39, 245	少数株主持分	5, 906, 458
投 資 損 失 引 当 金	△29, 237	純 資 産 合 計	36, 489, 758
資 産 合 計	71, 009, 719	負 債 純 資 産 合 計	71, 009, 719

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

9 自平成25年7月1日 2 至平成26年6月30日

						(単位:十円)
	科				金	額
売		上		高		33, 751, 615
売	上	原		価		25, 534, 895
売	上	総	利	益		8, 216, 720
販 5	売 費 及	び 一般	管 理	費		5, 608, 698
営	業	利		益		2, 608, 022
営	業	外	収	益		
受	取	利		息	7, 557	
受	取	配	当	金	30, 306	
持	分 法 に	よ る 投	資 利	益	1, 741, 139	
不	動	産 賃	貸	料	278, 675	
そ		0)		他	249, 539	2, 307, 218
営	業	外	費	用		
支	払	利		息	88, 196	
不	動 産	賃 貸	原	価	189, 431	
上	場	関連	費	用	191, 602	
そ		の		他	3, 519	472, 748
経	常	利.		益		4, 442, 492
特	別	利		益		
持	分	変動	利	益	374, 492	
投	資 有 価	証 券	売 却	益	220, 955	
そ		0)		他	35, 474	630, 922
特	別	損		失		
固	定 資	産除	却	損	7, 073	
減	損	損	į	失	376	
投	資 損 失	引 当 金	操 入	額	30, 240	
そ		0		他	707	38, 398
税金	金 等 調 整	至前 当 其	期 純 利	益		5, 035, 016
法人	、 税 、 住	民 税 及	び事業	税	1, 919, 646	
法	人税	等 調	整	額	△32, 641	1, 887, 005
少数	株 主 損 益	調整前当	当期 純 利	益		3, 148, 011
少	数 株	主	利	益		300, 956
当	期	純	利	益		2, 847, 054

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)

																				(11型・1137
											株		主		資		本			
					資	本	金	資	本	剰	余 金	È	利益	剰	余 金	自	己	株	式	株主資本合計
当	期	首	残	高		7, 330), 041		1	1, 01	6, 091			7, 0	003, 215			△69,	840	25, 279, 508
当	期	変	動	額																
	新 株	の	発	行		68	3, 960			6	8, 930)								137, 891
	在外子会社 剰 余		会計基準) 変 動	の額						△26	7, 573	3								△267, 573
	剰 余	金(の配	当										$\triangle 2$	234, 312					△234, 312
	当 期	純	利	益										2, 8	847, 054					2, 847, 054
	株主資	本 以 外 動 額	の項目 (純額																	
当	期変	動	額合	計		68	3, 960			△19	8, 642	2		2, 6	512, 742				-	2, 483, 060
当	期	末	残	高		7, 399	9, 002		1	0, 81	7, 448	3		9, 6	615, 957			△69,	840	27, 762, 568

					その他	の包括利益	累 計 額			
					その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当	期	首	残	高	31, 534	394, 662	426, 196	84, 520	1, 468, 302	27, 258, 528
当	期	変	動	額						
	新 株	の	発	行						137, 891
	在外子会社 剰 余	: (国際: 金 変	会計基準) ② 動	の額						△267, 573
	剰 余	金 0) 配	当						△234, 312
	当 期	純	利	益						2, 847, 054
	株主資本当期変	k 以 外 動 額	の項目 (純額		2, 162, 397	91, 015	2, 253, 412	56, 601	4, 438, 155	6, 748, 169
当	期 変	動	額合	計	2, 162, 397	91, 015	2, 253, 412	56, 601	4, 438, 155	9, 231, 230
当	期	末	残	高	2, 193, 931	485, 678	2, 679, 609	141, 121	5, 906, 458	36, 489, 758

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

- I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

主要な連結子会社の名称

18社

株BI. Garage

㈱DGインキュベーション

㈱Open Network Lab

ベリトランス㈱

eCURE(株)

iResearch Japan㈱

ナビプラス㈱

ジェイジェストリート㈱

㈱イーコンテクスト

㈱シーアイワークス

Digital Garage US, Inc.

Digital Garage Development LLC

Neo Innovation, Inc.

Neo Innovation (Singapore) Pte. Ltd.

New Context Services, Inc.

econtext Asia Limited

EdgeCase, LLCは、平成25年7月1日をもってNeo Innovation, Inc. と合併したため、連結の範囲より除外しております。

㈱コトハコは、平成25年9月1日をもってナビプラス㈱と合併したため、連結の範囲より除外しております。

New Context Services, Inc.は、平成25年9月に設立したため、連結の範囲に含めております。

(㈱シーアイワークスは、平成25年10月に設立したため、連結の範囲に含めております。 なお、(㈱CGMマーケティングは、(㈱BI. Garageに名称変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

株Coolpat

同社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用関連会社の数及び名称

持分法適用関連会社の数

持分法適用関連会社の名称

5社

㈱カカクコム

(株)F00ZA

㈱電通サイエンスジャム

VeriTrans Shanghai Co., Ltd.

econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合

㈱電通サイエンスジャムは、平成25年8月の株式取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

VeriTrans Shanghai Co., Ltd. は、平成25年9月の株式取得に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合は、平成26年3月の出資に伴い、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称

㈱Coolpat

関連会社の名称

PT Midtrans

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社のうち、ジェイジェストリート㈱、Digital Garage US, Inc.、Digital Garage Development LLC、Neo Innovation, Inc.、Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.、New Context Services, Inc.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、ジェイジェストリート㈱は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、Digital Garage US, Inc.、Digital Garage Development LLC、Neo Innovation, Inc.、Neo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.、New Context Services, Inc.は、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

により算定)によっております

時価のないもの移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により簋定)によって

おります。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっており

ます。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によって おります。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

6~50年

工具 器具及び備品

3~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウエア

自社利用目的のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(最長5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の 上、その損失見積額を計上しております。

② 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

③ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額 のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しており

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及 び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都 合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法 を適用しております。

(6) のれんの償却に関する事項 その支出の効果の及ぶ期間(5年~20年)にわたって、

定額法により償却しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は指益として処理してお ります。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び 費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は 純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持 分に含めて計上しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって おり、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会 計年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給 付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用 指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末 より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げ られた定めを除く。)、退職給付債務を従来の「退職給付引当金」から「退職給付に係る負 **債」として計上する方法に変更しております。**

なお、当社及び一部の連結子会社は、簡便法を適用しているため、この変更による純資産 に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来有形固定資産の減価償却方法については、定率法(平成10年4月以降に取得した建物は定額法)を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

この変更は、主に今後のペイメント事業の事業拡大に向けた設備投資を契機に有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社グループの有形固定資産は、耐用年数内で安定的に使用される資産が大部分を占め、今後は耐用年数に渡り安定的な利用が見込まれることから、より合理的な費用配分の方法であると判断したために行ったものであります。

この変更により、従来の方法に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ110,470千円増加しております。

6. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「為替差益」(当連結会計年度143,730千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
- (2) 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当連結会計年度195千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度707千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- (4) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めておりました「投資損失引当金繰入額」(前連結会計年度8,203千円)については、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より区分掲記しております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価負却条計額	867, 207十円
2.	担保に供している資産(帳簿価額)	
	投資有価証券	1,009,918千円
	投資不動産	3,619,102千円
	担保されている債務	
	短期借入金	1,600,000千円
	1年内返済予定の長期借入金	277,886千円
	長期借入金	6,690,560千円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	235, 596	46, 995, 204	_	47, 230, 800
合計	235, 596	46, 995, 204	_	47, 230, 800

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加46,930,966株は、平成25年9月30日現在の株主に対し平成25 年10月1日をもって、普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしたことによる増加であ ります。
- (注)2. 普通株式の発行済株式総数の増加238株は、株式分割実施前の新株予約権の権利行使による増 加であり、64,000株は、株式分割実施後の新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種 類	配 当 金 の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準	日	効力発生日
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	234, 312	1,000	平成25年6	月30日	平成25年9月27日

- (注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いましたが、L記の1株当 たり配当額は、当該分割前の金額を記載しております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になる **もの**

次のとおり付議する予定であります。

決議	予	定	株式の種 類	配 当 金 の 総額(千円)	配当の原資	1 株 当 た り 配当額 (円)	基	準	日	効 力	発 生	日
平成26 ^左 定時株主	E 9 月 E総会	25日	普通株式	234, 870	利益剰余金	5	平成2	6年6月	30日	平成26年	三9月26	6日

- 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権等(権利行使期間が到来しているもの)の目的とな る株式の数
 - (1) 平成16年9月28日開催の定時株主総会の決議によるストック・オプション 85,200株
 - (2) 平成17年9月22日開催の定時株主総会の決議によるストック・オプション 57,600株
 - (3) 平成24年5月31日開催の取締役会の決議によるストック・オプション 31,000株
 - (4) 平成25年5月31日開催の取締役会の決議によるストック・オプション 23,000株

 - (5) 平成26年6月12日開催の取締役会の決議によるストック・オプション 36,000株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、資金需要の内容によっては、市場状況を勘案のうえ、増資等によりその資金を賄うなど、最適な方法により調達する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに与信管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金の使途は運転資金及び設備投資資金並びに子会社株式の取得資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(十四・111)
	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差額
(1) 現金及び預金	24, 294, 997	24, 294, 997	_
(2) 金銭の信託	889, 164	889, 164	_
(3) 受取手形及び売掛金	3, 658, 527	3, 658, 527	_
(4) 未収入金	8, 596, 697	8, 596, 697	_
(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4, 657, 958	4, 657, 958	_
関係会社株式	5, 620, 585	82, 871, 200	77, 250, 614
(6) 支払手形及び買掛金	(1, 629, 586)	(1, 629, 586)	_
(7) 短期借入金	(3, 300, 000)	(3, 300, 000)	_
(8) 預り金	(16, 334, 013)	(16, 334, 013)	_
(9) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(9, 231, 846)	(9, 231, 846)	_

- (*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 金銭の信託、(3) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。
 - (5) 営業投資有価証券及び投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示 された価格によっております。

- (6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 預り金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。また、預り金につきましては、決済事業に係る金額のみを表示しており
- (9) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) 変動金利によるものであるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実 行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当 該帳簿価額によっております。
- (注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額8,429,840千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッ シュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるた め、「(5) 営業投資有価証券及び投資有価証券 その他有価証券及び関係会社株式」には含 めておりません。

V 賃貸等不動産に関する注記

一部の連結子会社では、米国カリフォルニア州において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む) を有しております。平成26年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸捐益は89,244千円(賃 貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりでありま す。

(単位:千円) 連結貸借対照表計上額 当連結会計年度末の時価 当連結会計年度期首残高 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 3, 102, 808 516, 293 3,697,803 3, 619, 102

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当期増減額のうち、主な増加額は為替換算差額(298,454千円)であります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額を基に算定したものであります。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

648円06銭

2. 1株当たり当期純利益

60円66銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益

2,847,054千円

普通株式に係る当期純利益

2,847,054千円

普诵株式の期中平均株式数

46, 936, 046, 03株

- (注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりま す。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株 当たり当期純利益を算定しております。
- VII 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年6月30日現在)

(単位・千円)

\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}2\) \(1	☆ □	A	(単位:千円)
資産の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	8, 385, 206	流動負債	4, 500, 828
現金及び預金	3, 392, 382	買掛金	1, 135, 097
受 取 手 形	92, 472	短期借入金	2, 300, 000
売 掛 金 仕 掛 品	2, 241, 900	1年内返済予定の長期借入金	287, 766
仕 掛 品 原材料及び貯蔵品	18, 591 1, 446	リ ー ス 債 務	11, 265
前渡金	61, 907	未 払 金	169, 810
前払費用	75, 539	未払法人税等	427, 480
短期貸付金	1, 781, 620	預り金	19, 297
未 収 入 金	714, 466	賞 与 引 当 金	114, 542
そ の 他	10, 348	そ の 他	35, 568
貸 倒 引 当 金	△5, 468	固定負債	7, 178, 437
固 定 資 産	24, 787, 202	長期借入金	6, 988, 600
有 形 固 定 資 産	306, 868	繰延税金負債	35, 477
建物	216, 140		77, 104
構 築 物	1,556	退職給付引当金 そ の 他	
車 両 運 搬 具 エ 具 、 器 具 及 び 備 品	11, 062		77, 255
工具、器具及び備品 リース 資産	68, 550 9, 557	負 債 合 計	11, 679, 265
	1, 064, 545	純 資 産 の	部
$\begin{bmatrix} n & n & 2 & 2 & 2 \\ 0 & n & k \end{bmatrix}$	1, 040, 684	株 主 資 本	21, 328, 333
商標権	2, 820	資 本 金	7, 399, 002
ソフトウェア	10, 170	資本 剰 余 金	11, 085, 022
リース資産	348	資 本 準 備 金	7, 491, 718
そ の 他	10, 521	その他資本剰余金	3, 593, 304
投資その他の資産	23, 415, 788	利 益 剰 余 金	2, 914, 148
投 資 有 価 証 券	3, 234, 974	その他利益剰余金	2, 914, 148
関係会社株式	17, 458, 182	繰越利益剰余金	2, 914, 148
長期貸付金	15, 130	自 己 株 式	△69, 840
関係会社長期貸付金	2, 457, 560	評価・換算差額等	50, 547
長期前払費用	8, 910	その他有価証券評価差額金	50, 547
敷 金 及 び 保 証 金 そ の 他	245, 911 34, 365	新株予約権	114, 262
で	$\triangle 39, 245$	純 資 産 合 計	21, 493, 143
資産合計	33, 172, 409	型	33, 172, 409
具 生 百 訂	33, 172, 409	其 俱 祧 貝 庄 亩 訂	აა, 172, 409

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)

(単位:十円)												
額	金額				E				科			
14, 105, 865		高				上	_					売
12, 949, 880		価			原			上				売
1, 155, 984		益		利		総			上			売
1, 796, 129		費	理	管	般	_	CK	及		費	売	販
640, 144		失			損			業				漟
		益		収		外	4		業	i		営
	94, 919	息			利			取				受
	613, 906	金		当		配			取			受
	209, 145	\leftarrow	イ	テ	IJ	ヤ	1	1	口	取		受
	77, 017	益			差			替				為
1, 180, 347	185, 358	他				0)						そ
		用		費		外	4		業	į		営
	36, 235	息			利			払				支
37, 818	1, 583	他				Ø						そ
502, 383		益			利			常				経
		益			利			別				特
	113, 396	益	却	売	券	証	五	佂	有	資		投
122, 941	9, 545	他				0)						そ
		失			損			別				特
	1,629	損	却		売	産		資		定		古
	5, 139	損	却		除	産		資		定		古
39, 543	32, 774	損	価	評	式	株	土	社	会	係		関
585, 782		益	利	純	á	期	当		前	I	5	税
	127, 501	税	革 業	び事	及	税	民	住	`	税	人	法
134, 987	7, 485	額	整	1	調	等	4	税		人		法
450, 794		益		利		純	á		期	ļ		当

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
		資	本 剰 余	金	利益	11 余金		
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰 余 金	資本剰余金合計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7, 330, 041	7, 422, 787	3, 593, 304	11, 016, 091	2, 697, 665	2, 697, 665	△69, 840	20, 973, 958
当 期 変 動 都								
新 株 の 発 行	68, 960	68, 930		68, 930				137, 891
剰余金の配当					△234, 312	△234, 312		△234, 312
当 期 純 利 益					450, 794	450, 794		450, 794
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	68, 960	68, 930	_	68, 930	216, 482	216, 482	_	354, 374
当 期 末 残 高	7, 399, 002	7, 491, 718	3, 593, 304	11, 085, 022	2, 914, 148	2, 914, 148	△69, 840	21, 328, 333

					評価・換	算差額等		
					その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当	期	首	残	高	37, 843	37, 843	67, 728	21, 079, 531
当	期	変	動	額				
	新 株	の	発	行				137, 891
	剰 余	金の	配	当				△234, 312
	当 期	純	利	益				450, 794
	株主資当期変	本以外動額	の項目 (純額		12, 703	12, 703	46, 534	59, 238
当	期変	動	頂 合	計	12, 703	12, 703	46, 534	413, 612
当	期	末	残	高	50, 547	50, 547	114, 262	21, 493, 143

[※] 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

- I 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
 - ② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 仕掛品
 - (2) 原材料及び貯蔵品
- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - ① ソフトウエア
 - ② のれん
 - (3) リース資産
- 4. 繰延資産の処理方法 株式交付費

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6~50年

工具、器具及び備品 3~20年

自社利用目的のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(最長5年)に基づく定額法によっております。

その支出の効果の及ぶ期間 (20年) にわたって、定額法により償却しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

(3) 退職給付引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額 のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ

る退職給付債務の見込額(簡便法により自己都合期末

要支給額の100%)を計上しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって おり、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年 度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来有形固定資産の減価償却方法については、定率法(平成10年4月以降に取得した建物は定額法)を採用しておりましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。当該変更の理由は、連結注記表「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針の変更」に記載した事項と同一であります。

この変更により、従来の方法に比べ、当事業年度の営業損失は18,596千円減少しており、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,596千円増加しております。

8. 表示方法の変更

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度において区分掲記しておりました投資その他の資産の「出資金」(当事業年度 160千円)については、金額的重要性を考慮して、当事業年度より投資その他の資産の「その 他」に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において区分掲記しておりました流動負債の「未払費用」(当事業年度9千円) 及び「前受金」(当事業年度1,878千円)については、金額的重要性を考慮して、当事業年度 より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当事業年度195 千円)については、金額的重要性を考慮して、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 担保に供している資産(帳簿価額)

関係会社株式 159,099千円

担保されている債務

短期借入金 1,600,000千円 1年内返済予定の長期借入金 174,966千円 長期借入金 4,838,000千円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

Digital Garage Development LLC

1,900,500千円

295,675千円

(18,750千米ドル)

4. 関係会社に対する金銭債権

2,507,542千円

関係会社に対する金銭債務

107,073千円

5. 投資損失引当金

関係会社株式から53,805千円の投資損失引当金を直接控除しております。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高60,207千円仕入高453,337千円販売費及び一般管理費22,801千円営業取引以外の取引高1,012,662千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	1. 40941 1047 9 4 7			
	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式 (注)	1, 284	255, 516	_	256, 800
合計	1, 284	255, 516	_	256, 800

(注) 普通株式の自己株式数の増加255,516株は、平成25年9月30日現在の株主に対し平成25年10月1日をもって、普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしたことによる増加であります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

深些忧重真连	
貸倒引当金	14,669千円
退職給付引当金	27,479千円
賞与引当金	40,444千円
減価償却超過額	3,979千円
投資有価証券評価損否認	267, 187千円
関係会社株式評価損否認	245,806千円
組織再編に伴う関係会社株式	66,963千円
株式報酬費用	40,722千円
その他	68, 182千円
繰延税金資産小計	775,435千円
評価性引当額	△775,435千円
繰延税金資産合計	—————————————————————————————————————
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,991千円
その他	△7,485千円
繰延税金負債合計	△35,477千円
繰延税金負債の純額	△35,477千円

VI 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱DGインキュ	所有直接	管理業務の受 託・資金の貸付	資金の貸付 (注)1	700, 000	短期貸付金	1, 270, 000
丁云红	ベーション	100.00%	役員の兼任	利息の受取 (注)1	23, 951	_	_
				資金の貸付	042 160	短期貸付金	451, 620
子会社	Digital Garage US, Inc.	所有直接 100.00%	管理業務の受 託・資金の貸付 役員の兼任	(注)1	943, 160	関係会社 長期貸付金	2, 457, 560
				利息の受取 (注)1	69, 377	_	_
子会社	Digital Garage Development LLC	所有間接 100.00%	債務保証 役員の兼任	債 務 保 証 (注)2	1, 900, 500	_	_

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案し条件を決定しております。
- 2. Digital Garage Development LLCの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。なお、取引金額は当事業年度末の残高を記載しております。
- 3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

455円12銭

2. 1株当たり当期純利益

9円60銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益

450,794千円

普通株式に係る当期純利益

450,794千円

普通株式の期中平均株式数

46,936,046.03株

- (注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
- ▼ 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月22日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 卿 業 務 執 行 社 員 公認会計士 表 晃 靖 卿 業 務 執 行 社 員 公認会計士 表 晃 靖 卿

指定有限責任社員 公認会計士 小 島 亘 司 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 島 亘 司 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年8月22日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルガレージの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利宝閱核

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に 関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されて いる会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、 当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目 的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年8月28日

株式会社デジタルガレージ 監査役会

常勤監査役 牛 久 等 廊

監 査 役 坂井 眞 剛

監査役井上準二⑩

(注)監査役坂井眞、井上準二及び牧野宏司の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項 に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のと おりと致したいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭と致します。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金5円と致したいと存じます。 なお、この場合の配当総額は234,870,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年9月26日と致したいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 林郁、六彌太恭行、踊契三、田中将志、伊藤穰一、藤原謙次、岡本晋の7氏は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 号	で (生年月日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	(生 中 月 日) 林 都 (昭和34年12月26日生)	平成25年10月 平成25年11月	(株フロムガレージ代表取締役 (株スタジオガレージ代表取締役 当社設立 代表取締役 (相ケィ・ガレージ代表取締役(現任) (株カカクコム取締役会長(現任) アイベックス・アンド・リムズ(株取締役会長 当社代表取締役CEの兼グループCEO(現任) (株) CGMマーケティング(現(株) BI. Garage)代表 取締役社長(現任) (株) DGインキュベーション代表取締役会長(現任) (株) DGインキュベーションズ取締役(現任) Digital Garage US, Inc. Director(現任) New Context, Inc. (現 Neo Innovation, Inc.) Director(現任) マネックスグループ(株) 取締役(現任) econtext Asia Limited Director Chairman(現任) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	6, 760, 100株
2	ろく や た やす ゆき 六 彌 太 恭 行 (昭和31年4月5日生)	平成26年 3 月 昭和54年 2 月 平成 6 年 7 月 平成 7 年12 月 平成23年 3 月 平成23年 7 月 平成24年 9 月 平成25年 7 月 平成25年 7 月 平成25年10月	(開シーアイワークス代表取締役会長兼CEO(現任) (開デュード代表取締役(現任) (開スタジオガレージ取締役 当社取締役 (開クリエイティブガレージ代表取締役社長 (開DGインキュベーション代表取締役社長(現任) 当社取締役COO 当社取締役副社長 インキュベーション・セグメント 管掌(現任) Digital Garage US, Inc. Director(現任) (開シーアイワークス取締役(現任)	373, 800株

候補者番 号	が 氏 (生 年 月 日)		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
		平成10年4月	ロゴジャパン㈱入社	
		平成11年4月	㈱オリンピア入社	
		平成12年4月	㈱フェイス入社	
		平成17年6月	同社取締役	
		平成18年3月	ギガネットワークス㈱代表取締役社長	
		平成22年8月	当社顧問	
	舞 契 三	平成22年8月	㈱DGモバイル代表取締役社長	
3		平成22年9月	当社取締役	1,300株
	(昭和45年5月10日生)	平成22年12月	㈱ウィール代表取締役社長	
		平成24年4月	ベリトランス(㈱取締役(現任)	
		平成24年4月	ナビプラス㈱取締役(現任)	
		平成24年9月	当社取締役 ペイメント・セグメント 管掌(現	
			任)	
		平成24年9月	econtext Asia Limited Director(現任)	
		平成25年10月	㈱イーコンテクスト代表取締役社長(現任)	
		平成13年8月	当社入社	
		平成18年7月	㈱ディージー・アンド・アイベックス取締役	
		平成20年10月	当社上級執行役員 ディージー・アンド・アイベ	
			ックスカンパニー カンパニー EVP兼グループC	
			EO室兼イーコンテクストカンパニー カンパニ	
			ーディレクター	
		平成23年1月	当社上級執行役員 Hybrid Solution戦略室長兼	
	た なか まさ し 田 中 将 志		ディージー・アンド・アイベックスカンパニー EVP	
4			兼イーコンテクストカンパニー EVP	5,800株
	(昭和50年10月27日生)	平成24年4月	ベリトランス㈱取締役	
		平成24年4月	ナビプラス㈱取締役	
		平成24年9月	当社取締役 コーポレートストラテジー本部長兼	
			ディージー・アンド・アイベックスカンパニー EVP	
		平成25年7月	Digital Garage US, Inc. Director(現任)	
		平成26年6月	当社取締役 コーポレートストラテジー本部長兼	
			総務人事部長兼ディージー・アンド・アイベック	
			スカンパニー EVP(現任)	

候補者 号	が な 氏		略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	平成6年4月	(有エコシス代表取締役	
		平成7年8月	当社設立 代表取締役	
		平成11年6月	当社取締役	
		平成11年6月	㈱インフォシーク取締役会長	
		平成11年12月	㈱ネオテニー代表取締役社長(現任)	
		平成12年9月	㈱クーラ代表取締役	
		平成14年6月	ぴあ㈱取締役	
		平成16年12月	当社顧問	
		平成17年1月		
	n ka rea nt	平成17年11月	有限責任中間法人Mozilla Japan理事	
5	伊藤穰 一	平成18年8月	㈱CGMマーケティング (現 ㈱BI. Garage) 取締	20,000株
	(昭和41年6月19日生)		役(現任)	20,0000
		平成18年9月	当社取締役(現任)	
		平成21年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(㈱取締役(現	
			任)	
		平成23年4月	Massachusetts Institute of Technology(MIT)	
			Media Lab Director(現任)	
		平成23年7月	Digital Garage US, Inc. Director	
		平成23年12月	New Context, Inc. (現 Neo Innovation,	
		T-2017 0 1	Inc.)Director(現任)	
		平成24年6月	The New York Times Company Director(現任)	
		平成25年6月	ソニー(株) (現任) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根) (根	
		昭和44年4月 平成5年5月		
		平成6年6月	附ダイエーコンビニエンスシステムズ(現 (株)ロー	
		平成も平り月	ソン)代表取締役社長	
		平成12年5月	(旧)㈱イーコンテクスト代表取締役会長	
	ふじ わら けん じ	平成12年5月	(株ダイエーコンビニエンスシステムズ(現 (株)ロー	
6	藤原謙次	T 7,00114 - 0 71	ソン)代表取締役会長	15, 100株
	(昭和21年9月25日生)	平成15年6月	㈱ファンケル代表取締役社長	10, 1007
		平成19年3月	同社代表取締役会長	
		平成20年1月	㈱スリーウイン取締役会長	
		平成20年7月	㈱SBS取締役(現任)	
		平成20年9月	当社取締役(現任)	
		平成21年6月	(㈱カカクコム取締役(現任)	
		平成14年10月	弁護士登録(東京弁護士会所属)	
		平成20年7月	アテナ法律事務所 パートナー(現任)	
	ಸಸ ಭ5 <u>ಸ</u> ಸ	平成21年3月	日本弁護士連合会国際室 嘱託	
7	大 村 恵 実	平成22年9月	国際労働機関 (IL0) 国際労働基準局 (ジュネーブ	一株
	(昭和51年9月2日生)		本部)アソシエイト・エキスパート	
		平成25年10月	日本弁護士連合会国際室 副室長	
		平成26年1月	日本弁護士連合会国際室 室長(現任)	

- ※1 取締役林郁氏は、当社の子会社である㈱BI. Garageの代表取締役社長を兼務しております。当社は同社との間で、① 同社の管理業務に関する委託取引関係、②事務所の賃貸借取引関係、③同社のOA機器等に関する賃貸借取引関係、④当社から同社への従業員の出向関係、⑤当社から同社に対する極度貸付取引及び⑥営業取引関係等があります。また、同氏は当社の子会社である㈱Open Network Labの代表取締役会長を兼務しております。当社は同社との間で、①同社の管理業務に関する委託取引関係、②事業スペースの賃貸借取引関係、③同社のOA機器等に関する賃貸借取引関係及び④営業取引関係等があります。

 さらに、同氏は当社の子会社である㈱シーアイワークスの代表取締役会長兼CEOを兼務しております。当社は同社と
 - さらに、同氏は当社の子会社である俩シーアイリークスの代表取締役会長兼CEOを兼務しております。当社は同社との間で、①同社の管理業務に関する委託取引関係、②事務所の共同利用関係、③当社から同社への従業員の出向関係、④当社から同社に対する極度貸付取引関係及び⑤営業取引関係等があります。
- ※2 取締役踊契三氏は、当社の子会社である㈱イーコンテクストの代表取締役社長を兼務しております。当社は同社との間で、①同社の管理業務に関する委託取引関係、②事務所の賃貸借取引関係、③同社のOA機器等に関する賃貸借取引関係、④当社から同社への従業員の出向関係、⑤当社から同社に対するブランド使用許諾取引関係及び⑥営業取引関係等があります。
- ※3 その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ※4 取締役候補者藤原謙次氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、 本総会終結の時をもって6年となります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくためであります。

なお、同氏は当社の特定関係事業者である㈱カカクコムの業務執行者であります。

- ※5 取締役候補者大村恵実氏は、新任の取締役候補者であります。また、社外取締役候補者であります。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はございませんが、弁護士としての豊富な経験 に加えて、国際機関でのグローバルな経験を有していることから、同氏の幅広い見識をグローバル化を進める当社 の経営に活かしていただくためであります。また、当社初めての女性役員としての立場から、女性の登用推進につ いても有益なご助言をいただけるものと期待しております。
- ※6 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を 一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

取締役候補者藤原謙次氏は現任の社外取締役であり、同氏と当該責任限定契約を締結しておりますので、同氏の再 任が承認された場合には当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、取締役候補者大村恵実氏の選任が承認された場合には、同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。 当該責任限定契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な 過失がないときに限るものとする。
- ※7 取締役候補者藤原謙次氏、大村恵実氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 牛久等、坂井眞の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番 号	s り s な 氏 名 (生 年 月 日)		略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ラレ 〈 等 牛 久 等 (昭和32年5月19日生)	平成2年12月	モルガンスタンレー証券会社入社 三菱商事㈱入社 (旧)㈱イーコンテクスト取締役 ㈱ジャストプランニング代表取締役社長 当社入社 当社取締役グループCEO室長 (旧)㈱イーコンテクスト代表取締役社長 当社上級執行役員 当社取締役 イーコンテクストカンパニー カンパニープレジデント (㈱CGMマーケティング(現(㈱BI. Garage)監査役(現任) (㈱DGインキュベーション監査役(現任) 当社常勤監査役(現任) (㈱のpen Network Lab監査役(現任) ベリトランス(㈱監査役)	20,000株
2	が、 が、 **こと 坂 井 眞 (昭和32年2月21日生)	昭和61年4月 平成元年4月 平成12年8月 平成13年6月 平成17年3月	弁護士登録(名古屋弁護士会所属) 東京弁護士会登録替え	一株

- ※1 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ※2 監査役候補者坂井眞氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
- ※3 坂井眞氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として豊富な経験を有しており、弁護士としての専門的知見と社外の独立した立場からの視点を監査に反映させ、当社監査役会を活性化するためであります。 また、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験

と専門知識を有しており、法律の専門家としての客観的な立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただ

けるものと判断しております。

※4 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を 一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。坂井眞氏は現在社外監査役であり、同氏と当該 責任限定契約を締結しておりますので、同氏の再任が承認された場合には当該責任限定契約を継続する予定であり ます。

当該責任限定契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な 過失がないときに限るものとする。
- ※5 監査役候補者坂井眞氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取 引所に届け出る予定であります。

今般、当社の取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高める観点から、通常型ストック・オプション(新株予約権)制度を導入致したく、その目的のために、取締役(社外取締役を除く。)に対して、その報酬として、下記 I に定める年額報酬の範囲内で、下記 II に定める通常型ストック・オプション(新株予約権)を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まないもの と致したく存じます。

また、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役の員数は10名(うち社外取締役2名)となります。ただし、社外取締役に対しては、通常型ストック・オプション(新株予約権)は割り当てないものと致します。

I. 年額報酬

当社の取締役の報酬等については、平成21年9月29日開催の当社第14回定時株主総会において、 年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)とする旨ご承認をいただきました。

その後、当社は、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、取締役の報酬体系の見直しを行い、平成23年9月27日開催の当社第16回定時株主総会において、中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)制度を導入することをご提案し、当該株式報酬型ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を含めて、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)とすることをご承認いただくとともに、平成25年9月26日開催の当社第18回定時株主総会においては、取締役(社外取締役を除く。)の報酬等と当社株価との連動性を高めつつ、取締役の報酬体系をより明確化する観点から、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)のうち、上記株式報酬型ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額について、年額2億円を上限とすることについてご承認をいただきました。なお、上記株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)については、上記当社第18回定時株主総会において、その内容を一部改定することについても、株主の皆様からご承認いただいております。

すなわち、当社の取締役の報酬等については、年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内) とした上で、このうち、既に導入済みの株式報酬型ストック・オプションとして取締役(社外取 締役を除く。)に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額については、年額2億円を上限とす ることを株主の皆様からご承認いただき、今日に至っております。

かかる当社の取締役の報酬等に関する現行の枠組みを前提として、今般導入予定の通常型ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権については、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)という年額報酬の範囲内で付与することと致したいと存じます。

なお、上記通常型ストック・オプション (新株予約権) としての報酬額は、新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定致します。

Ⅱ. 通常型ストック・オプション (新株予約権) の内容等

取締役(社外取締役を除く。)に対し、上記Iに定める年額報酬の範囲内にて、通常型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることと致したいと存じます。

取締役(社外取締役を除く。)に対して報酬として新株予約権を割り当てる理由及びその新株 予約権の発行要項は次のとおりであります。

i. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落による リスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上 に対する貢献意欲をより高めることを目的と致します。

ii. 新株予約権の発行要項

- 1. 発行する新株予約権の総数
 - 50,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限と致します。
- 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことと致します。

- 3. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします (ただし、次に定める付与株式数の調整を行った場合は、新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行います。)。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、当社普通株式1株と致します。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じです。)または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、募集株式の発行または資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うものと致します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、 次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるもの と致します。

分割または併合の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分 (新株予約権の行使等による場合を除きます。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額=調整前行使価額× -

既発行株式数+新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものと致します。

上記のほか、当社が他社と合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、 行使価額の調整を行うことができるものと致します。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までと致します。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項
 - (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。
 - (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i) 記載の資本金等増加限度額から、上記(i) に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するもの と致します。
- (6) 新株予約権の取得条項
 - (i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (ii) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)が、下記(8)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (ii) 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会にて別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (iv) 当社は、新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
- (7) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものと致します。

- (8) 新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権の一部行使はできないものと致します。
 - (i) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものと致します。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではありません。
 - (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものと致します。ただし、下記(v) に規定する新株予約権の割当てに関する契約に定める条件によるものと致します。
 - (iv) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができることと致します。
 - (v) 上記の他、権利行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるとこ ろによるものと致します。
- (9) その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により定めるものと致します。

第5号議案 従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会 社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして特に有利な条件をもって 発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いする ものであります。

- I. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 当社の業績と当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の受 ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対す る貢献意欲をより高めることを目的と致します。
- Ⅲ. 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - 1. 新株予約権の割当対象者 当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員と致します。
 - 2. 発行する新株予約権の総数 下記4. に定める内容の新株予約権75,000個を上限と致します。
 - 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことと致します。
 - 4. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式75,000株を上限と致します。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、当社普通株式1株と致します。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じです。) または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1 株未満の端数は切り捨てることと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該 時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、募集株式の発行または資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うものと致します。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。) に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

調整後行使価額=調整前行使価額× 分割または併合の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分 (新株予約権の行使等による場合を除きます。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

既発行株式数+ 新規発行株式数×1株当たり払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額=調整前行使価額× -

既発行株式数+新規発行株式数

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する 自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」 を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの 時価」にそれぞれ読み替えるものと致します。

上記のほか、当社が他社と合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、行使価額の調整を行うことができるものと致します。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する 日までと致します。
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。
 - (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (i) 記載の資本金等増加限度額から、上記(i) に定める増加する資本金の額を減じた額と 致します。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと 致します。
- (6) 新株予約権の取得条項
 - (i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (ii) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)が、下記(8)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (ii) 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会にて別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
 - (iv) 当社は、新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。
- (7) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 には、これを切り捨てるものと致します。

- (8) 新株予約権の行使の条件
 - (i) 新株予約権の一部行使はできないものと致します。
 - (ii) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものと致します。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではありません。
 - (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものと致します。ただし、下記(y) に規定する新株予約権の割当てに関する契約に定める条件によるものと致します。
 - (iv) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元 株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができることと致します。
 - (v) 上記の他、権利行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と 新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところに よるものと致します。
- (9) その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により定めるものと致します。

第6号議案 当社株券等の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関する件

当社は、平成23年9月27日開催の当社第16回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株券等の大量買付行為への対応方針(以下「旧対応方針」といいます。)を継続しておりますが、旧対応方針の有効期限は、当社第19回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとなっております。

当社は、かねてより旧対応方針について更なる検討を進めてまいりましたが、平成26年8月29日 開催の当社取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、旧対応方針の内容を一部変更の上(以下、変更後の方針を「本対応方針」といいます。)、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本対応方針を継続することを決定致しました。

本対応方針の旧対応方針からの主要な変更点は、以下のとおりです。

< 旧対応方針からの主要な変更点>

- ① 大量買付者に対して情報提供を求める期間を設定し、その上限を60日に設定したこと
- ② 本対応方針がよりわかりやすいものとなるよう、表現等の形式面を修正したこと

これらの変更を踏まえた本対応方針に基づく買収防衛策の継続につきまして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は、以下のとおりです。

本定時株主総会において、本対応方針の継続についてご承認いただいた場合の本対応方針の有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までと致します。

また、平成26年8月29日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役4名全員が 出席し、いずれの監査役も、本対応方針の運用が適切に行われることを条件に、本対応方針を継続 することに賛同する旨の意見を述べております。

なお、平成26年8月29日現在において、当社株券等について具体的な大量買付行為の対象とされているとの認識はありません。

本対応方針の内容

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきと考えております。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合においては、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様及び当社取締役会が適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の提供を大量買付者に対して求めること、また、現に経営を担っている当社取締役会から株主の皆様へ、大量買付行為の内容についての評価・意見、さらに、当社取締役会としての代替案が提供される機会を保証することは極めて重要なことと認識しております。大量買付行為の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断されるものもあり得ることから、不適切な大量買付行為により当社の企業価値が毀損され、株主の皆様に予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付行為に関する一定のルールを定めておくことが必要であると考えております。

2. 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテクスト(=文脈)を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一歩先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース(現実空間)とサイバースペース(仮想空間)の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取組みとして、平成25年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、すでに実施しております。「Lean (無駄のない) な変革を Global (地球規模)で興していく」という想いを込めた「Lean Global」という企業コンセプトのもと、以下の3点を重要な経営課題と位置付け、注力して取組んでおります。

- ① 日本/米国/アジアを結ぶグローバルインキュベーションストリームの構築 スマートフォン等の高性能モバイル端末の普及により、アジアを含む新興国でインターネット 人口が急拡大し、これに伴ってインターネットビジネスが急速にグローバル化しております。当 社はグループ本社機能がある東京、ソフトウェア開発を主軸とした技術開発ヘッドクォーターが あるサンフランシスコ、アジア地域における決済事業の拠点がある香港の3拠点体制を確立し、シリコンバレー発の最先端ビジネスを日本において最適化し、経済成長が著しいアジア市場へと つなぐ「インキュベーションストリーム」の構築を推進して参ります。
- ② グループリソース活用によるデータマネジメント事業の確立 小売業をはじめとして、多くのサービスがインターネットサービスに置き換えられたことによって蓄積された大量の行動データ (ビッグデータ) を有効活用できるか否かが、インターネットビジネスの勝敗を分ける一つの決め手となりつつあります。当社グループには、インターネットメディアの運営やEコマース決済サービスの提供を通じて、大量のマーケティングデータが蓄積されており、これらのデータを活用しながら、最先端のマーケティング・テクノロジーを融合したデータマネジメント事業を立ち上げ、マーケティング事業における、総合プロモーション及びウェブマーケティングに続く収益の柱へと育成して参ります。
- ③ 決済プラットフォームのアジア展開 当社グループはベリトランス㈱を連結子会社化したことにより、日本最大級のオンライン決済 プラットフォームの構築を実現致しました。今後は、これまでに国内市場で培ってきた決済事業 のノウハウと最先端のテクノロジーを結集し、アジア各国の文化・商習慣に合わせて最適化した 決済プラットフォームをアジア地域に展開して参ります。

3. 本対応方針の内容

(1) 大量買付行為への対応の枠組 - 大量買付ルール

当社が提示する大量買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」といいます。)は、特定株式保有者等(注1)が議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)が行われる場合には、大量買付者は、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、というものです。本対応方針の概要は別紙2「本対応方針の概要」に記載のとおりですが、具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為を行おうとする場合に、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書(注4)を提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(b) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るべく一定の方策をとる場合における、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。本方針継続時における特別委員会の委員には、小見山満氏、髙中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております(各委員候補者の氏名及び略歴については別紙3「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。)。

特別委員会は、以下の(c) に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断及び以下の(2) に記載する対抗措置の発動の是非について、別紙4「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の(2) に定める対抗措置の 取扱いを最終的に決定致します。

(c) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様の適切な判断及び取締役会としての意見 形成のために十分な情報(以下、「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。 当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者に提出していただく大量買付情 報のリストを交付致します。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ (特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合 の各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。)の概要 (具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計 画
- ⑤ その他当社取締役会が必要と考える情報

当社取締役会が大量買付者から提出していただいた大量買付情報では不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、回答期限を適宜定めた上で(最初に大量買付情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)、十分な大量買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様の大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがある場合は、その全部または一部を公表致します。

(d) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予(以下、「評価期間」といいます。)が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後にのみ実施されうるものとします。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間
- ② その他の買付けの場合は90日間

(2) 対抗措置の取扱い

(a) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従って、大量買付ルールが遵守されている場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に 反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示または株主の皆様への説得等を行う可 能性はありますが、対抗措置の発動の決議は原則として行いません。ただし、大量買付ルール が遵守されている場合であっても、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に 回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を 発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した 上で、対抗措置の発動の決議を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の 無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点 で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の 概要は別紙5に記載のとおりと致します。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて 高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合 (いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を 不利に(あるいは明確にしないで)設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実 上売却を強要する結果となっている場合(いわゆる強圧的二段階買収)

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変 更または撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量 買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなく なった場合または対抗措置をとることが相当ではないと判断された場合には、特別委員会への 諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものと致しま す。対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回する場合には、法令及び金融商品取引所規則 に従って適時適切な開示を行います。

(b) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保を目的とし、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙5に記載のとおりと致します。

(c) 株主総会の開催

上記(a) 「大量買付ルールが遵守された場合」に記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則と致しますが、本対応方針に従った対抗措置発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合または特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものと致します。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(3) 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本対応方針が継続された場合、その有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までとし、その継続については、当社第22回定時株主総会において株主の皆様の意思を確認することとします。当社第22回定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本対応方針は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時をもって失効致します。なお、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものと致します。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. (2) において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、または大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合であっても上記3.(2)(a)に定める場合には、当社取締役会は、当社及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大量買付ルールに違反した大量買付者及びその特定株式保有者等など別紙5の7の行使条件により新株予約権を行使できない者を除きます。)が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合の、新株 予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとお りです。 ① 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払 込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権 の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせ致します。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きをとれば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に割当てを行うこととなりますので、株主名簿への記録が未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、株主名簿への記録が可能となるよう振替手続きを完了していただく必要があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降権利行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の合理性について

(1) 株主意思が反映されていること

本対応方針の継続に関しては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、上記3.(3)に記載のとおり、平成29年に開催予定の当社第22回定時株主総会までとすることにより、約3年後に本対応方針を再度検討する機会を設けております。このように、本対応方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。

(2) 当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

対抗措置の発動に関して、上記3. (2) 「対抗措置の取扱い」に記載のとおり、あらかじめ合理的かつ客観的な発動要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みを確保しております。また、当社取締役会は、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非を決議するに当たり、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告等を最大限尊重することとしており、さらに、上記3. (2) (c) 「株主総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(3) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

上記3.(2)「対抗措置の取扱い」に記載のとおり、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は廃止されるものとされており、大量買付者が当社の株主総会で自己の指名する取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって、本対応方針を廃止することが可能であります。従って、本対応方針はいわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、当社の取締役の過半数は同一任期であり、また、取締役の解任決議要件につきましても特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていないため、取締役の選任のみならず、その解任も普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交替させることができ、その後速やかに、交替後の当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はいわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

従って、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足しており、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力して参ります。なお、金融商品取引法の改正その他法令の改正による法令名及び必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうるものとします。

注1:特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。) または.
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合

- (i) 特定株式保有者等が、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)または、
- (ii) 特定株式保有者等が、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計

をいいます。

(i)または(ii)の各株券等保有割合の算出において、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等

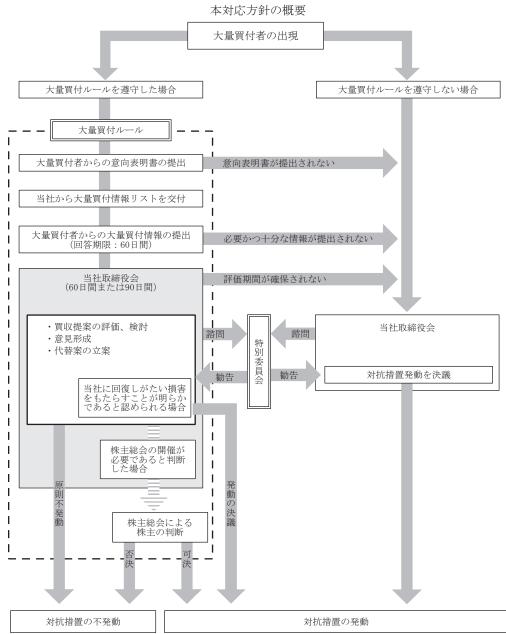
金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4:意向表明書

株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

平成26年6月30日現在の大株主の状況

氏名又は名称	住 所	所有株式数(株)	発 行 済 株 式 総数に対する 所有株式数の 割 合 (%)
林 郁	東京都渋谷区	6, 760, 100	14. 31
㈱電通	東京都港区東新橋一丁目8番 1号	3, 300, 000	6. 99
日本トラスティ・サービス信託銀 行㈱ (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1, 812, 700	3. 84
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	1, 574, 500	3. 33
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV-BNY GCM CLIENT ACCT JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク銀行㈱)	RUE MONTOYER, 46 B-1000, BRUSSELS BELGIUM (東京都品川区東品川二丁目 3番14号)	1, 521, 400	3. 22
TIS㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17 番1号	1, 483, 800	3. 14
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524(常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島四丁目16 番13号)	1, 427, 000	3. 02
MSIP CLIENT SE CURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUFG証券㈱)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町一丁 目9番7号 大手町フィナ ンシャルシティ サウスタ ワー)	1, 026, 100	2. 17
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド (常任代理人 (㈱みずほ銀行決 済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16 番13号)	855, 000	1.81
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 50 5041 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	704, 300	1. 49



特別委員会委員の紹介

小見山満 (こみやま みつる)

略 歴: 昭和52年 4月 ピート・マーウィック会計事務所(東京)入所

昭和55年 3月 公認会計士登録 昭和55年 9月 税理士登録

昭和56年 8月 ピート・マーウィック会計事務所 (LA) 入所

昭和58年 7月 米国公認会計士登録

昭和59年 11月 小見山公認会計士事務所開設

平成6年 6月 東京税理士会 国際業務相談室相談員 (現任) 平成19年 4月 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授 (現任)

平成22年 7月 日本公認会計士協会 副会長

髙 中 正 彦 (たかなか まさひこ)

略 歴: 昭和54年 4月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会

平成3年 4月 日本弁護士連合会調査室室長

平成13年 4月 東京地方裁判所調停委員(現任)

平成17年 6月 ㈱JCU(旧荏原ユージライト㈱) 監査役

平成19年 4月 東海大学法科大学院非常勤講師

平成20年 5月 法務省日弁連・外国弁護士制度研究会委員

平成22年 4月 日弁連・業際・非弁問題等対策本部本部長代行

平成23年 6月 日弁連・弁護士制度改革推進本部本部長代行

平成26年 4月 東京弁護士会会長(現任)

平成26年 4月 日本弁護士連合会副会長(現任)

武 邑 光 裕 (たけむら みつひろ)

略 歷: 昭和61年 4月 日本大学芸術学部専任講師

平成8年 4月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長

平成11年 4月 東京大学大学院新領域創世科学研究科

環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授

平成14年 4月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員

平成18年 4月 札幌市立大学デザイン学部教授 (現任)

平成18年 4月 札幌市立大学付属図書館長

平成19年 4月 北海道大学大学院観光創造研究科非常勤講師(現任)

平成22年 4月 NPO法人 都市文化創造機構理事 (現任)

平成24年 7月 札幌メディア・アーツ・ラボ所長 (現任)

平成24年 7月 札幌国際芸術祭2014ゼネラル・プロデューサー (現任)

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非(以下、「対抗措置発動の是非」という。)について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりである。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その 決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等の中 から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される情報が大量買付情報として十分か否かの判断及び対抗措置発動の是非(対抗措置の中止または撤回の是非についても含む。)について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、①大量買付者の目的等が株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある者であるか否か、②大量買付者の買付けが株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否か、④大量買付者が株主の皆様に提示したよりも有利な条件を株主の皆様にもたらすために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、⑤当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑥発動しようとする対抗措置が買収防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、①大量買付者及びそのグループ(特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含む。)の概要(具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。)、②大量買付行為の目的、方法及び内容、③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け、④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画、⑤その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めることを要請することができるものとする。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認の上、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式 (ただし、当社の有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当 てを行う。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。

- 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日 当社取締役会において別途定める。
- 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。
- 5. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日(取得日)をもって、当社取締役会の定める日の前日までに 未行使の新株予約権(ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を 行使できないものが有する新株予約権を除く。)のすべてを取得し、これと引換えに、新株予約 権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大量買付者及びその特定株式保有者等ならびに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社 取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないもの とする。

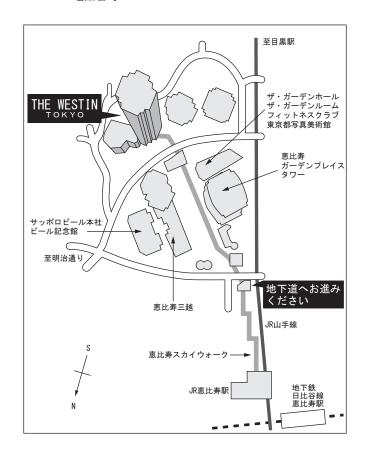
8. 新株予約権の行使期間等 新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

X

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号(恵比寿ガーデンプレイス内) ウェスティンホテル東京(地下2階 ギャラクシールーム) 電話番号 03-5423-7000



(交通のご案内)

● J R:山手線、埼京線 恵比寿駅下車

東口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約12分

●地下鉄:日比谷線 恵比寿駅下車

JR方面出口「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約15分

※ガーデンプレイス方面へお進みください。